

有樂自治会

自治会規約

有樂自治会館 千代ヶ丘5－9－68

管理人 戸来 繁

平成15年3月一部改訂

平成19年9月1日一部改訂

平成21年4月11日一部改訂

令和7年4月12日一部改訂

有 楽 自 治 会 規 約

第 1 章 総 則

第1条 名称及び所在地

本会は有楽自治会と称し、事務所を千代ヶ丘5丁目9番地の有楽自治会館におく。

第2条 目 的

本会は会員相互の親睦をはかり、会員の日常生活の充実、生活環境の改善向上をはかることを目的とする。

第3条 会 員

- (1) 本会の会員は、千代ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の一部に居住する世帯並びに当該地域内にある家屋または施設をもって構成する。
- (2) 本会へ入会及び退会しようとする者は、本会の代表者に届け出るものとする。
- (3) 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- (4) 会員が次の各号の一に該当する場合には退会とする。
 - (イ) 第3条第1項に定める地域内（以下「自治会地域」という）に住所あるいは家屋や 施設を有しなくなった場合
 - (ロ) 本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合
 - (ハ) 第15条に定める会費の納入がない場合。但し、本人の意向を確認し当該事情を斟酌したうえで退会当否の判断を本会の代表者に委ねることができる。
- (5) 会員が死亡し、または失踪宣告を受け、かつ会員名義変更の届け出が無い場合、その資格を喪失する。
- (6) 会員が6ヶ月以上その住所を他所に移すとき、会員が将来再び自治会地域に戻る意思を示した場合、第3条第4項（イ）の規定に関わらず、本会を休会したものであるとして会費の納入を免ずることができる。なお、休会の期間が2年を超えるときは会員の意向を改めて確認の上、その取扱いを定める。

第 2 章 方 針 及 び 事 業

第4条 方 針

本会は前章の目的にそって次の項目に定める方針に従って活動する。

- (1) 本会は住民の福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力するが、その運営については他のいかなる団体の干渉も受けない。
- (2) 本会は特定の政党や宗教に偏ることなくまた営利を目的としない。

第5条 事 業

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境衛生に関すること
- (2) 防犯、防火、防災に関すること
- (3) 社会福祉向上に関すること
- (4) 広報に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

第 3 章 機 関

第 6 条 構 成

本会は前条の目的を達成するため、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 委 員 会
- (3) 役 員 会

第 7 条 総 会

総会は全会員を以て構成する最高の議決機関である。

- (1) 通常総会は会計年度終了後 1 ヶ月以内に開催する。
但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (2) 次の事項は総会にはからなければならない。
 - (イ) 役員及び監査の承認
 - (ロ) 前年度の決算報告と承認
 - (ハ) 年度計画及び年度予算の審議、決定
- (ニ) 規約の改廃
- (ホ) その他、重要事項の審議、決定
- (3) 総会は会員の過半数(委任状を含む)を以て成立し、議事は出席者の過半数を以て決定する。

第 8 条 委 員 会

委員会の組織並びに任務は次の通りとする。

- (1) 委員会は総会に次ぐ議決機関で、役員、委員を以て構成する。
委員は各班において輪番で当たる代表者を以てあて、任期は 1 年とする。
- (2) 委員会は次の任務を行う。
 - (イ) 総会に提出する議案の審議
 - (ロ) 総会で委任された事項
 - (ハ) 会務の企画、執行に関する事項
- (ニ) 細則の制定並びに改廃

第 9 条 役 員 会

役員会は役員、監査を以て構成し、会務を企画、執行する。

第 4 章 役 員

第 10 条 役員の定数

本会には次の役員及び監査をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書 記 2 名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 総 務 6 名
- (6) 監 査 2 名

第 11 条 役員の任期

役員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。

但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

なお 3 月 31 日を過ぎても、総会において後任者が選出されるまではその任に当たるものとする。

第 12 条 役員の任務

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 書記は会議の議事、並びにその他の記録及び書類の管理を行う。
- (4) 会計は会計事務を担当し、必要に応じて会計報告を行う。
- (5) 総務は会務を円滑に遂行するために他の任務を分担し、その任に当たる。
- (6) 監査は随時会計の監査を行い、総会において結果を報告する。運営業務全般についても監査を行う。

第 13 条 役員の選出

役員の選出に関する事項は次の通りとする。

- (1) 規約第 10 条に定める役員及び監査の候補者を選出するため、役員候補者選考委員会(以下 選考委員会という)を設ける。
- (2) 選考委員会は各地区の委員の代表、並びに正・副会長、任期 2 年の半ばにある役員、監査を除く役員の代表を以て構成する。選考委員の定数は細則で定める。
- (3) 正・副会長、任期 2 年の半ばにある役員、監査は選考委員になることはできない。
また、選考委員の中から役員を選出することはできない。
- (4) 選考委員は毎年 12 月中に選出され、任期は総会において新役員の承認を得た後その任を解くものとする。
- (5) 第 1 回の選考委員会は毎年 1 月中旬までに会長がこれを招集し、選考委員長 1 名を各地区の委員の代表から、選考副委員長 1 名を役員の代表から、記録係若干名を選考委員から互選する。第 2 回以降の選考委員会は選考委員長がこれを招集する。

第 5 章 会 計

第 14 条 経 費

本会の経費は会費、入会金、会館使用料並びにその他をもって支弁する。

第 15 条 会費及び入会金

会費及び入会金の額は毎年度始めの総会において決定するものとする。

なお、会費の納入方法、入・退会については次の通りとする。

- (1) 1 年分を纏めて、あるいは二期に分けて納入する。入・退会は月の末日に処理し、会費は当月分より納入するものとする。
- (2) 退会する者の会費は本人から請求があった場合のみ、翌月分より返還するものとする。
- (3) 休会した者は、改めての入会金の納入を原則として免ぜられるものとする。

第 16 条 会計年度

本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 17 条 予算及び決算

本会の予算及び決算は通常総会に提出する。

第 6 章 付 則

- 第 18 条 本会に会長の委嘱により若干名の相談役をおくことができる。
但し任期は1年とする。
- 第 19 条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて委員会の議を経て定める。
委員会は細則の制定又は改廃した場合には、その結果を会員に報告しなければならない。
- 第 20 条 (1) この規約は 昭和 62 年 5 月 13 日から施行する。
(2) この規約は 平成 11 年 4 月 17 日から改正施行する。
(3) この規約は 平成 21 年 4 月 11 日から一部改訂施行する。
(4) この規約は 令和 7 年 4 月 12 日から改正施行する。